

「四街道市食べきり協力店」登録実施要領

四街道市 環境経済部 廃棄物対策課

1 目的

飲食店等から排出される食品ロス（本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品）の削減を推進するため、食べ残し等の削減に取り組む飲食店等を「四街道市食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発と可燃ごみの更なる減量を図る。

2 対象事業者

市内で営業する飲食店等（以下「店舗」という。）とする。

3 登録の要件

次の各号に掲げる取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

(1) 小盛りメニュー等の導入

例：ハーフサイズや小盛りなどのメニューの設定、来客者の要望に応じて料理の量を調整

(2) 食べ残しを減らすための呼びかけ

例：宴会で乾杯直後と閉会前に着席して食事を楽しむ時間を設けるよう来客者に呼びかけ

(3) 食べ残しを減らすための特典の付与

例：全員が残さず食べきった場合、次回使えるクーポンやポイント等の特典を付与

(4) 食べ残しを減らすためのポスターの掲示

(5) その他、食べ残しを減らすための工夫や、調理の際に食材を過剰除去しないための取組

4 取組内容

協力店は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

(1) 協力店は、前条で選択した取組を積極的に実践し、食品ロスの削減に努める。

(2) 協力店は、交付された啓発品を店舗に配置するなど、来客者へこの取組について、積極的にPRし周知を図る。

(3) 協力店は、市で実施する取組に関する各調査へ協力するものとする。

5 申請方法

申請にかかる手続きは、次の各号により行う。

- (1) 協力店に登録を希望する店舗の代表者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式 1）を環境経済部廃棄物対策課へ郵送、FAX、Eメール又は持参のいずれかの方法で提出する。
- (2) 廃棄物対策課は、申請者から提出された申請者の内容を確認し、登録要件を満たしていると認められる場合は登録者名簿へ記載するとともに、申請者に対して啓発品を交付する。

6 協力店の紹介

廃棄物対策課は、協力店の取組内容等について、四街道市ホームページ等で紹介する。

なお、申請者は応募した時点で店舗情報を四街道市ホームページ等へ掲載することを承諾したものとする。

7 登録の中止

登録中止にかかる手続きは、次の各号により行う。

- (1) 協力店は、取組内容が合わなくなった場合や、店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式 2）を廃棄物対策課へ届けるとともに、啓発品の配置を取りやめるものとする。
- (2) 廃棄物対策課は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及びホームページ等の掲載情報から削除する。

8 登録内容の変更

協力店は、申請書（様式 1）に記載した内容に変更が生じた場合は、すみやかに、内容変更届（様式 3）を廃棄物対策課へ提出するものとする。

9 登録の抹消

登録抹消にかかる手続きは、次の各号により行う。

- (1) 廃棄物対策課は、協力店が要件を満たさない場合や、信用を失墜する行為を行うなど協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、すみやかに啓発品の配置を取りやめるものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 7 日から施行する。